

愛知県パーキング・パーミット制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者等用専用駐車区画の適正な利用を推進するため、愛知県（以下「県」という。）が障害者等の歩行困難者等に利用証を交付することにより、当該駐車区画の利用対象者を明確にする「愛知県パーキング・パーミット制度」（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者等用専用駐車区画」とは、次の各号に掲げる駐車区画の総称とする。

- (1) 障害者等用駐車区画（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設をいう。）
- (2) プラスワン駐車区画（障害者等の歩行困難者等の利用に供するために設定した駐車区画であって、前号に掲げる駐車区画以外のものをいう。）

(県の役割)

第3条 県は、障害者等用専用駐車区画の適正な利用を推進するための利用証（様式第1号。以下「利用証」という。）を定めるとともに、利用証の作成、交付及び交付状況の管理等を行う。

2 県は、不特定かつ多数の者が利用する駐車場を有する施設の管理者（以下「施設管理者」という。）に対し、施設の出入口にできるだけ近い駐車区画をプラスワン駐車区画として設定するよう依頼すること等により、歩行困難者等の利用に適した駐車区画の確保に努める。

3 県は、本制度の普及啓発及び障害者等用専用駐車区画の適正利用の促進に取り組むものとする。

(利用証の交付対象者、交付基準及び有効期間)

第4条 利用証の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、愛知県内に住所を有する歩行困難者等とし、交付要件及び有効期間は別表のとおりとする。

(利用証の交付申請)

第5条 利用証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、愛知県パーキング・パーミット制度利用証交付申請書（様式第2号）により、県に申請をするものとする。

- 2 申請者は、前項の申請にあたっては、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる申請に必要な書類の写しを提出するものとする。

(利用証の交付)

第6条 県は、申請者が交付対象者であると認めるときは、申請者に対して利用証を交付するものとする。

(利用証の使用)

第7条 第6条の規定により利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が障害者等専用駐車区画を利用するときは、利用証を車両前部の外側から容易に識別することができる位置（ルームミラー等）に掲示するものとする。

- 2 利用証は、利用者が車両から乗降する場合に限り使用することができる。
- 3 利用証は、他人に貸与し、使用させ、又は譲渡してはならない。

(利用証の再交付)

第8条 利用者は、利用証の更新、紛失又は破損等により利用証の再交付を受けようとするときは、県に対し、第5条の規定による申請をするものとする。

- 2 県は、前項の規定により、再交付申請が行われたときは、第4条の規定による交付対象者であるかの確認をしたうえで、再交付申請者に対して利用証を再交付するものとする。

(申請内容変更の届出)

第9条 利用者は、第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、愛知県パーキング・パーミット制度利用証変更届出書（様式第2号の2）を、県に届け出るものとする。

- 2 届出者は、前項の届出にあたっては、当該変更事項が確認できる書類の写しを添付するものとする。

(利用証の返却)

第10条 利用者は、交付対象者の要件を欠いたとき又は利用証を使用する必要がなくなったときは、利用証を速やかに県に返却するものとする。

2 利用者は、利用証の有効期間が満了したときは、裁断する等により利用証を廃棄するものとする。

3 県は、利用者が次の各号のいずれかの場合に該当するに至ったときは、当該利用者に対して利用証の返却を求めることができる。

(1) 交付対象者ではないことが判明した場合

(2) 利用証を他人に貸与し、使用させ、又は譲渡した場合

(3) 利用証を重複して取得した場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本制度の運用に支障を生じさせた場合

(利用証の相互利用)

第11条 本県以外の地方公共団体において、同様の制度により交付された利用証は、本制度における利用証と同様に取り扱うものとする。

(障害者等用専用駐車区画の登録届出)

第12条 施設管理者は、障害者等用専用駐車区画を県に登録しようとするときは、愛知県パーキング・パーミット制度対象駐車区画登録届出書（様式第3号。以下「登録届出書」という。）により、県に届け出るものとする。

2 県は、前項の登録届出書が提出されたときは、記載された障害者等用専用駐車区画を登録し、公表するものとする。

(登録内容変更の届出)

第13条 施設管理者は、前条の規定による登録の内容に変更が生じた場合は、愛知県パーキング・パーミット制度対象駐車区画変更届出書（様式第3号の2）を、県に届け出るものとする。

(施設管理者の役割)

第14条 前条の規定により届出をした施設管理者は、障害者等用専用駐車区画を案内標示などによりその旨を表示するものとする。

2 施設管理者は、障害者等用専用駐車区画に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切な管理に努めるものとする。

3 施設管理者は、本制度の普及啓発及び障害者等用専用駐車区画の適正利用の促進に努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。ただし、第1条から第6条まで、第9条及び第12条から第13条までの規定は、令和8年4月1日から施行する。

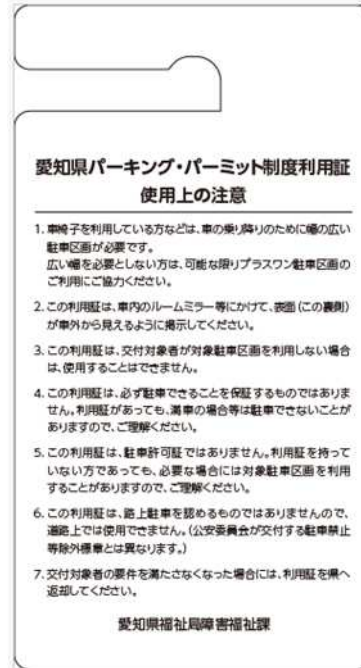
区分		交付要件	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障害			上肢機能
	移動機能				6級以上
	心臓機能障害	4級以上			
	じん臓機能障害	4級以上			
	呼吸器機能障害	4級以上			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上			
	小腸機能障害	4級以上			
免疫機能障害	4級以上				
肝臓機能障害	4級以上				
知的障害者	療育手帳の障害の程度欄が「A」の者 (名古屋市にお住まいの方は愛護手帳が「1・2度」の者)	療育手帳 (名古屋市にお住まいの方は愛護手帳)			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」の者	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者、指定難病登録者証を取得した者等	特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、指定難病登録者証等			
要介護者	要介護状態区分が「要介護1～5」の者	介護保険被保険者証			
妊産婦	母子健康手帳を取得した者	母子健康手帳及び身分証明書	手帳取得時から子が満2歳(単胎児)又は満3歳(多胎児)に達する日まで		
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び身分証明書	必要と認める期間 (原則1年以内)		
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者	車いすの常時使用等を必要とする者にとっては、その旨を証明する書類			

無期限の利用証

(表)



(裏)

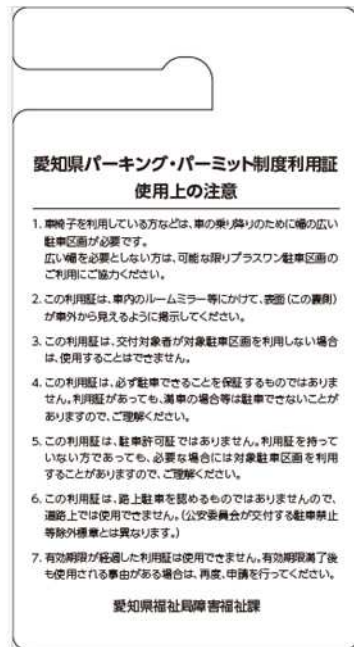


有期限の利用証

(表)



(裏)



愛知県パーキング・パーミット制度 利用証交付申請書

申請日 令和 年 月 日

愛知県知事 殿

愛知県パーキング・パーミット制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり利用証の交付を申請します。

申請者 郵便番号 〒 住 所 愛知県

ふりがな 氏 名

生年月日 大正 昭和 平成 令和 年 月 日

電話番号 () -

※代理人による申請の場合には、下記の欄にも御記入ください。

代理人 郵便番号 〒 住 所 申請者と同じ

ふりがな 氏 名 申請者との関係

電話番号 () -

↓※□にチェック（✓）を入れてください。

申請者の承諾等 申請者から承諾を得ている又は法定代理人である。

障害等の状況について

※該当する項目の□にチェック（✓）及び記載をしてください。

<input type="checkbox"/> 身体障害者	<input type="checkbox"/> 視覚障害〔 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級〕
	<input type="checkbox"/> 聴覚障害〔 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級〕
	<input type="checkbox"/> 平衡機能障害〔 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 5級〕
	<input type="checkbox"/> 肢体不自由 上肢〔 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級〕 下肢〔 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級〕 体幹〔 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 5級〕
	<input type="checkbox"/> 脳原性運動機能障害 上肢〔 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級〕 移動〔 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級〕
	<input type="checkbox"/> 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は 直腸・小腸機能障害〔 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級〕
	<input type="checkbox"/> 免疫・肝臓機能障害〔 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級〕
<input type="checkbox"/> 知的障害者	<input type="checkbox"/> A 名古屋市にお住まいの方：愛護手帳 <input type="checkbox"/> 1度 <input type="checkbox"/> 2度
<input type="checkbox"/> 精神障害者	<input type="checkbox"/> 1級
<input type="checkbox"/> 難病患者	<input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者 <input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
<input type="checkbox"/> 要介護者	要介護状態区分〔要介護 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5〕
<input type="checkbox"/> 妊産婦	<input type="checkbox"/> 単胎児 <input type="checkbox"/> 多胎児 出産（予定）日〔 令和 年 月 日〕
<input type="checkbox"/> けが人等	歩行困難な期間〔 令和 年 月 日まで〕

誓約・同意事項

↓※□にチェック (✓) を入れてください。

□以下のすべての項目について確認し、誓約・同意します。

- ① 利用証の交付は対象者1人につき1枚と理解し、重複して申請したり、本人以外の者に貸与又は使用させたり、譲渡することはしません。
(妊娠婦として交付された利用証について、子の出産後に当該子の同伴者が使用する場合を除く。)
- ② 利用証の交付要件を欠いた場合又は利用証を使用する必要がなくなった場合には、利用証を返却します。
- ③ 利用証の有効期間が満了した場合には、裁断する等により、利用証を廃棄します。
- ④ 利用証を持っていても、障害者等専用駐車区画が満車である場合など、駐車ができない場合があることを理解します。
- ⑤ 同乗者の介助等により、歩行や車からの乗降が容易になる場合は、障害者等専用駐車区画を必要とする方のために、一般の駐車区画を利用します。
- ⑥ 【広い幅の駐車区画を必要としない方】プラスワン駐車区画(施設の出入口近くなどに施設管理者が任意に設置している通常幅の区画)が設置されている場合は、当該区画を利用することで、広い幅を必要とする他の制度対象者に配慮します。
- ⑦ 利用証交付申請にあたっては、申請書に記載漏れがないこと、書類の写しは氏名・住所・交付要件に該当する旨が確認できるものであることを確認しました。

申請にあたっての注意事項

- 1 申請の際には、確認のためにそれぞれ次の書類の写し(氏名・住所・交付要件の記載がある部分)を添付してください。
※代理人申請の場合には、当該代理人の身分証明書(運転免許証等※マイナンバーカードの場合は表面のみ)の写しも併せて添付してください。
 - (1) 身体障害者：身体障害者手帳(氏名・住所・障害名の記載がある部分の写し)
 - (2) 知的障害者：療育手帳(名古屋市民は愛護手帳)(氏名・住所・障害の程度の記載がある部分の写し)
 - (3) 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳(氏名・住所・障害の程度の記載がある部分の写し)
 - (4) 難病患者：特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証(氏名・住所・疾病名の記載がある部分の写し)、指定難病登録者証等又は医師の診断書等※、疾病名を確認できるもの
※医師の診断書等の場合には、身分証明書の写しも併せて添付してください。
 - (5) 要介護者：介護保険被保険者証(氏名・住所・要介護状態区分の記載がある部分の写し)
 - (6) 妊産婦：母子健康手帳(表紙、分娩予定日を記載したページ)及び身分証明書の写し
※多胎児の場合は、人数分の母子健康手帳が必要です。
 - (7) けが人等：医師の診断書等及び身分証明書の写し
※移動の際に常時車いすを使用されている方は、事前に事務局までご相談ください。
- 2 利用証を郵送するために必要な切手(180円分)を同封してください。(切手以外不可)
※切手送付の際は、必ず封筒に申請者の氏名・住所をご記載ください。

問合せ・申請先 愛知県パーキング・パーミット制度事務局

★問合せ★

【TEL】052-990-6845(受付時間：月曜日～金曜日の午前10時から午後4時まで)

【E-mail】aichi-pp@athuman.com

★申請★ ※持ち込みでの受付は行っておりません。

【住所】〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦2-8-26 宮井名古屋ビル6階

TKP名古屋伏見ビジネスセンター6C

愛知県パーキング・パーミット制度 利用証変更届出書

令和 年 月 日

愛知県知事 様

愛知県パーキング・パーミット制度実施要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

【申請者】（すべての項目について、変更後の内容を記入してください。）

ふりがな 氏 名	
住 所	〒 愛知県
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
電話番号	() -
交付番号	

（該当する項目のにチェック（）を入れて、変更前の内容を記入してください。）

区 分	変更前
<input type="checkbox"/> 氏 名	
<input type="checkbox"/> 住 所	〒 愛知県
<input type="checkbox"/> 電話番号	() -

【代理人記入欄】 ※本人の承諾を得ている又は法定代理人であることが必要です。

代理人氏名	(続柄)
代理人住所	〒 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
代理人電話番号	() -
申請者の承諾等	<input type="checkbox"/> 本人から承諾を得ている又は法定代理人である。 ※ <input type="checkbox"/> にチェック（ <input checked="" type="checkbox"/> ）を入れてください。

愛知県パーキング・パーミット制度 対象駐車区画登録届出書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

届 出 者	郵便番号	〒	
	主たる事務所又は事業所の所在地又は住所		
	名称又は氏名		
	代表者の氏名（法人、団体の場合）	ふりがな	
担当者の氏名・連絡先等		担当部署名	
		ふりがな 氏名	
		電話番号	

愛知県パーキング・パーミット制度実施要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり対象駐車区画の登録を届け出るとともに、次に掲げる事項について協力します。

- (1) 対象駐車区画であることを示す案内標示等を行い、適切に管理します。
- (2) 制度の普及啓発や対象駐車区画の適正利用の促進に努めます。

記

登録を届出する施設及び対象駐車区画（障害者等用専用駐車区画）の区画数

No.	施設	障害者等用 駐車区画数 (3.5m以上)	プラスワン 駐車区画数 (3.5m未満)
1	名称		
	所在地		
	用途		
	備考		
2	名称		
	所在地		
	用途		
	備考		
3	名称		
	所在地		
	用途		
	備考		

- ※「名称」の欄は、店舗名など施設の名称を記載してください。
- ※「用途」の欄は、ショッピングセンター、病院、ホテルなど、施設の用途を記載してください。
- ※ プラスワン駐車区画の登録がある場合には、記載された所在地宛てに、カラーコーンに貼付することのできる区画標示用ステッカーを送付します。ステッカーが不要な場合や、別の所在地宛てへの送付を希望する場合は、「備考」の欄にその旨を記載してください。
- ※ 法人の本店等において支店等分をとりまとめ、一括して届出していただくことも可能です。その場合は、上記「登録を届出する施設及び対象駐車区画の区画数」の表に記載する事項を別紙（任意様式）に記載の上、本様式第3号とともに届け出てください。
- ※ 上記届出内容は、愛知県ウェブページに掲載させていただきます。

愛知県パーキング・パーミット制度 対象駐車区画変更届出書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

届 出 者	郵便番号	〒
	主たる事務所又は事業所の所在地又は住所	
	名称又は氏名	
	代表者の氏名 <small>（法人、団体の場合）</small> <small>ふりがな</small>	
担当者の氏名・連絡先等	担当部署名 <small>ふりがな</small> 氏名 電話番号	

愛知県パーキング・パーミット制度実施要綱第13条の規定により、下記のとおり対象駐車区画の登録内容の変更を届け出ます。

記

【届出内容】すべての項目について、**変更後**の内容を記入してください。

施 設		障害者等用 駐車区画数 (3.5m以上)	プラスワン 駐車区画数 (3.5m未満)
名 称			
所在地			
用 途			
備 考			

(該当する項目の口[□]にチェック(✓)を入れて、**変更前**の内容を記入してください。)

施 設		<input type="checkbox"/> 障害者等用 駐車区画数 (3.5m以上)	<input type="checkbox"/> プラスワン 駐車区画数 (3.5m未満)
<input type="checkbox"/> 名 称			
<input type="checkbox"/> 所在地			
<input type="checkbox"/> 用 途			

- ※ 「名称」の欄は、店舗名など施設の名称を記載してください。
- ※ 「用途」の欄は、ショッピングセンター、病院、ホテルなど、施設の用途を記載してください。
- ※ プラスワン駐車区画の追加登録がある場合には、記載された所在地宛てに、カラーコーンに貼付することのできる区画標示用ステッカーを送付します。ステッカーが不要な場合や、別の所在地宛てへの送付を希望する場合は、「備考」の欄にその旨を記載してください。
- ※ 法人の本店等において支店等分をとりまとめ、一括して届出していただくことも可能です。その場合は、上記「届出内容」（変更後・変更前）の表に記載する事項を別紙（任意様式）に記載の上、本様式第3号の2とともに届け出てください。
- ※ 上記届出内容は、愛知県ウェブページに掲載させていただきます。